

監督署からのお知らせ(5～7面)

労働基準法、最低賃金法改正法案、労働契約法案が国会に

「労働基準法の一部を改正する法律案」、「最低賃金法の一部を改正する法律案」および「労働契約法案」が閣議決定され、国会に提出されました。

労働基準法改正案は、長時間労働者の割合の高止まり等に対応するため、労働時間制度の見直し等所要の改正を行うものです。

具体的には、法定労働時間を超える労働に係る労使協定(36協定)による労働時間の延長を適正なものとするために、厚生労働大臣が定める基準で定めることができる事項に割増賃金の率を加えることとされました。

時間外労働の割増賃金の率は現行で25%以上ですが、改正案では 1ヵ月80時間超えの分の割増率を50%以上とし(法的措置)、 45時間超えでは、労使で割増率を引上げるよう努める(努力義務)ことを提案、これにより長時間労働の抑制が図られることを期待するものです。(引き上げ分となる80時間超えの割増賃金の支払いに代えて、年次有給休暇とは別の有給とする休暇の付与で可能とする予定です。)

なお、の50%以上とする割増率の法的措置は、中小事業主(資本金の額が3億円(小売業又はサービス業を主たる事業とするものは5千万円、卸売業を主たる事業とするものは1億円)以下である事業主およびその常時使用する労働者数が300人(小売業は50人、卸売業またはサービス業は100人)以下の事業主)については、当分の間、適用を猶予し、施行後3年経過後に検討するとされています。

また、年次有給休暇について、日単位での取得とされていたものを子の通院等の事由などに対応し、労使協定により5日分は時間単位での年休取得を可能とするよう改正される予定です。

最低賃金法改正案は、地域別最低賃金がすべての労働者の賃金の最低限を保障とする安全網として十分に機能させるため、生活保護との整合性も考慮するよう決定基準を明確化し、また罰金の上限額の見直しを行うものです。一方、産業別最低賃金を関係労使の申し出により決定するものと位置付け、最低賃金法の罰則の適用をしないものとするよう提案されています。

なお、派遣労働者については、派遣先の地域(産業)の最低賃金が適用されるよう整理することとしています。

さらに、就業形態の多様化、個別労働関係紛争の増加等に対応し、個別の労働者および使用者の労働関係が良好とする目的で**労働契約法案**が国会に提出されました。労働契約の締結、変更、継続、終了、有期労働契約など、労働契約の基本的ルールを示すものです。

以上について、法案成立後、内容の周知を図ることにしています。

長時間労働者の割合の高止まり等に対応するため、労働基準法改正案が国会に提出されましたが、全国の過重労働による脳・心臓疾患発症の労災申請件数をみると年々増加しています。

過重労働による健康障害の防止のためには時間外・休日労働時間の削減が第一であり、やむを得ず長時間にわたる時間外・休日労働を行わせた労働者に対しては、産業医等による面接指導を実施し、適切な事後措置を講じることが必要です。

平成18年4月1日に施行された改正労働安全衛生法により、週40時間を超える労働が1ヵ月当たり100時間を超え、当該労働者からの申し出等により疲労の蓄積が認められるときは医師による面接指導が義務付けられ、1ヵ月80時間を超える場合については、その実施に努めなければならないとされています。また、猶予されていた常時50人未満の労働者を使用する事業場も平成20年4月から適用されます。引き続き、時間外・休日労働時間の削減と過重労働による健康障害防止対策に努められますようお願いいたします。

最後に、政府の「成長力底上げ戦略(基本構想)」における「中小企業底上げ戦略」の中で、最低賃金制度の充実が取り上げられています。現在、茨城県の地域別最低賃金額は1時間655円、また、業種に応じ産業別最低賃金額が定められていることはご承知のことと思いますが、最低賃金の遵守についても重ねてお願いいたします。

